

【回答の要領等】介護保険施設等現況報告書：②非常災害対策

■非常災害対策の取組状況等

- ・危険区域の該当状況は、市町村の福祉担当又は防災担当等に確認の上、選択してください。
- ・火災、地震災害、風水害（台風・大雨等）については、どの地域でも起こりうると思われることから、すべての施設等で非常災害対策計画の策定、避難救出その他必要な訓練の実施が必要です。
- ・非常災害対策計画に含まれる項目については、下の表を参照の上、各項目の検討内容のうち1項目以上検討されていれば、選択してください。

具体的な項目	検討内容
施設等の立地条件（地形等）	①施設等の立地条件を確認していますか。
	②周辺地区の過去の災害発生状況を把握していますか。
	③発生するかもしれない災害を予測していますか。
施設等の構造・設備	①施設等の建物の構造を確認していますか。
	②施設等の設備を確認していますか。
災害に関する情報の入手方法 （「避難準備情報」等の確認方法等）	①災害に関する情報の入手方法を確認していますか。（テレビ、ラジオ、パソコン、携帯電話など）
災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）	①災害時の職員間の連絡体制は整備していますか。
	②災害時の緊急連絡先の連絡体制は整備していますか。（自治体、消防署、警察、医療機関、家族など）
	③通常の連絡手段が通じない場合（停電など）の連絡方法等を検討していますか。
避難を開始する時期、判断基準 （「避難準備情報発令」時等）	①避難開始の時期の判断基準がありますか。
	②－1 通所系事業所の場合、臨時休業の判断基準がありますか。
	②－2 また、利用者への連絡方法を周知していますか。
避難場所（市町村指定の避難場所、施設内の安全なスペース等）	①市町村が指定した避難場所を確認していますか。
	②施設内の安全なスペースを確認していますか。
	③災害の種類や規模に応じた避難場所を複数選定していますか。
	④送迎時や施設外活動時に被災した際の避難場所を選定していますか。
避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間等）	①避難経路は複数設定していますか。
	②送迎時等に被災した場合の避難経路を設定していますか。
	③避難場所、避難経路等を記載して経路図を作成していますか。
	④避難にかかる所要時間を把握していますか。
避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等）等）	①利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩、ストレッチャー等）を検討していますか。
	②冬期間における避難も考慮したものとなっていますか。
災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等） ※通所系は、夜間に係る項目を必須としない。	①避難に必要な職員数を検討していますか。【日中・夜間】
	②災害発生時の職員の役割分担が明確になっていますか。【日中・夜間】
	③指揮系統が明確になっていますか。（総括責任者、班のリーダー、その代行者など）【日中・夜間】
	④出勤していない職員の参集基準を設けていますか。【日中・夜間】

停電・断水時の対応 ※通所系・訪問系は、必須としない。	①停電を想定した対策を検討していますか。
	②断水を想定した対策を検討していますか。
関係機関との連携体制等	①関係機関との連携体制(市町村、警察、消防等)は整備されていますか。
	②地元自治会等との協力体制は整備されていますか。
避難・救出その他必要な訓練及び 防災教育	①非常災害に備えるため、定期的な避難・救出その他必要な訓練を実施することとしていますか。
	②夜間又は夜間を想定した避難等訓練を実施することとしていますか。
	③防災教育を実施することとしていますか。
その他	①災害時に必要な水・食糧などの備蓄品リストを作成していますか。
	②利用者情報(血液型、服薬の状況、身体の状況、家族等の連絡先等)を整理していますか。

- ・避難等訓練の実施状況(回数)については、複数の災害を想定の上、実施している場合には、それぞれの災害の種類ごとにカウント(選択)してください。
- ・夜間又は夜間想定(訓練)については、通所系事業所は回答不要です。

■水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成状況

- ・市町村地域防災計画に位置付けられている要配慮者利用施設か否は、市町村の福祉担当又は防災担当に確認の上、選択してください。
- ・上記(要配慮者利用施設)に該当する場合は、避難確保計画の作成及び市町村長への報告が義務付けられています。

■消防機関の立入検査の状況(令和5年度)

- ・該当がない場合は、空欄で差し支えありません。

■耐震化促進法の対応

- ・耐震診断を行う必要がない施設においては、建築年月以外の項目は回答不要です。

■アスベストの使用状況

- ・対象施設は、平成18年9月1日以降に新築の工事に着手した建築物を除く、すべての建築物及びその工作物です。
- ・対象施設に該当しない場合は、それ以降の回答は不要です。
- ・対象施設に該当する場合は、直近の厚生労働省調査に基づいて選択及び記入してください。

■冷房設備の設置状況

- ・入所者や利用者が日常的に利用する部屋とは、居間、食堂、居室、訓練・作業室などの1日の長い時間を過ごす部屋を指します。